
第 1 基本構想の背景と目的

1. 背景

目黒区では、昭和56年の国際障害者年をきっかけに、障害をもつ人が安心して生活できるまちづくりを目指し、昭和59年に「障害者行動計画」を策定しました。また、平成元年には、誰もが使いやすい区立施設の整備と改善のあり方を定めた「目黒区立施設福祉環境整備要綱」、民間建築物も対象として加えた「目黒区福祉のまちづくり整備要綱」を制定し、総合的に福祉のまちづくりに取り組んできました。

この間、我が国では、他に例を見ない急速な高齢化が進み、平成27年(2015年)には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えると予測されています。また、障害をもつ人が障害をもたない人と同じように社会に参加できる「ノーマライゼーション¹」の考え方も広まってきています。

社会の変化を受けて、東京都は高齢者、障害をもつ人が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るため「東京都福祉のまちづくり条例」(P.2 要旨記載)を平成7年3月に公布しました。また、国はバリアフリー²化に取り組むため「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、「交通バリアフリー法」)」(P.3 要旨記載)を平成12年5月に公布しました。

国や東京都の動きをふまえて、目黒区は人にやさしいまちづくりを目指し、「交通バリアフリー推進基本構想」をまとめました。

1 ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことがノーマルな人間社会であり、さらに障害をもつ人も地域を基盤として人々とともに生きていける社会がノーマルな社会である。この両面をともに実現する社会を目指していくこと。

2 バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるためにさまざまな障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、そして差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面である。

東京都福祉のまちづくり条例：要旨

平成7年3月16日公布、平成7年4月1日施行
改正平成12年10月13日公布、平成13年1月1日施行

<条例の趣旨>

生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できるやさしいまち東京の実現を目指して、福祉のまちづくりに関する基本的な事項を規定した条例で、以下のことを目標としています。

- ・福祉のまちづくりは、都民の参加と協力を基本とし、都民、事業者、行政が共通の認識のもと、それぞれの立場から連携して推進する
- ・物的な環境の整備にとどまらず、事業者の提供するサービスや都民相互のふれあい、やさしさ、関連する各種施策の連携により総合的に推進する

なお、急速な少子高齢社会の進展、子育て支援環境整備の必要性の高まり、ユニバーサルデザイン¹の理念の普及、福祉用具の技術進歩など、福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、平成12年に一部改正（一般都市施設²に共同住宅を追加）されました。

<条例に基づく取り組み>

(1) 「福祉のまちづくり推進計画 ハートフル東京推進プラン」の策定

学識経験者、事業者団体・障害者団体の代表、公募した都民で構成される「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設立し、協議会からの答申をもとに、福祉のまちづくりに関する目標、施策の方向をとりまとめた「福祉のまちづくり推進計画」が平成10年1月に策定されました。

(2) 施設の整備基準

高齢者や障害をもつ人等の自立と社会参加を実現するため、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場に関して整備基準が定められています。施設の種類と規模によって、整備基準への適合努力義務のある一般都市施設と、新設又は改修の際に整備基準への適合について着工前の届出が必要な特定施設が³あります。

なお、守るべき整備基準とともに、より望ましい水準である「誘導基準」も含め、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」としてまとめられています。

1 ユニバーサルデザイン

高齢者、障害をもつ人等の利用に限定した特別なデザインではなく、すべての人が利用しやすい道具、建築、空間などのデザイン。

2 一般都市施設

高齢者や障害をもつ人等の自立と社会参加を実現するため、不特定かつ多くの人が利用する施設が対象。

3 特定施設

一般都市施設のうち、一定の面積以上の建築物(種類による)・路外駐車場、すべての道路、公園、公共交通施設が特定施設に該当。高齢者や障害をもつ人等の地域における円滑な日常生活を支えていくという観点に立ち、事業者の負担や実効性の確保にも十分配慮して設定。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (通称：交通バリアフリー法)：要旨

平成 12 年 5 月 17 日公布、平成 12 年 11 月 15 日施行

< 法律の趣旨 >

高齢者や障害をもつ人などが、公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を促進するために制定された法律で、具体的には、以下の取り組みを行っていきます。

- ・ 駅やバスターミナル、鉄道車両、バス車両などのバリアフリー化を進める
- ・ 駅などを中心とした一定の地区において、区市町村が作成する基本構想に基づいて、駅やバスターミナル、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的、一体的に進める

< 区市町村の取り組み >

区市町村は、「移動円滑化の促進に関する基本方針」¹に基づき、一定規模の駅など(特定旅客施設²)を中心とした地区について、バリアフリー化の方針、区域、経路(特定経路³)を実施する事業(特定事業⁴)などを内容とする基本構想を作成することができます。

「移動円滑化の促進に関する基本方針」では、基本構想に定めた事業は、原則として平成 22 年までに実施することとしています。

事業の実施にあたっては、交通バリアフリー法に基づく駅やバスターミナル、鉄道車両やバス車両、道路、信号機等に関する基準を守ることを定めています。

1 「移動円滑化の促進に関する基本方針」

交通バリアフリー法に基づき、移動円滑化の目標、市区町村が策定する基本構想の指針などについて定められた基本方針。

2 特定旅客施設

鉄道駅、バスターミナル等の旅客施設の中で、交通バリアフリー法に定められている次のいずれかの条件を満たす施設のうち、周辺地区の状況、事業化の可能性を交通事業者と調整し、区市町村が選定した施設。

1 日の利用者数が 5,000 人以上

地域状況から と同程度の高齢者・障害をもつ人等の利用が認められる施設

徒歩圏内に高齢者や障害をもつ人等が利用する施設が存在し、バリアフリー化の必要性が特に高いと認められる施設

3 特定経路

特定旅客施設と、特定旅客施設から徒歩圏(おおむね半径 500m～1km)に立地する施設の中で、相当数の高齢者や障害をもつ人等が日常的に利用する官公庁施設、福祉施設、その他の施設を結ぶ経路。

4 特定事業

交通バリアフリー法で定められている次の事業。

- ・ 公共交通特定事業：駅施設のエレベーターの設置、車両のバリアフリー化など
- ・ 道路特定事業：道路の改良、歩道の拡幅や路面の改良、案内標識の設置など
- ・ 交通安全特定事業：信号機・道路標示等の設置、自転車や車両の駐車取締りの強化など
- ・ その他の事業：駐輪場等の整備など

2. 目的

バリアのない移動経路を目指して！

「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」は、交通バリアフリー法の制定を契機に、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、「目黒区基本計画」で定めた福祉のまちづくりの実現を目指すものです。

その目的は、高齢者や障害をもつ人をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる社会を実現することにあります。そのため、駅と駅からおおむね半径 500m 圏にある主要な公共施設や商業施設を結ぶ歩行空間のバリアフリーネットワーク化を、関係事業者、区民の連携・協力により進めていきます。

3. 策定の経緯

